

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い酒類製造者が 「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造する 場合の免許手続等の取扱いについて

「手指消毒用エタノール」の需給が逼迫している状況を改善するため、厚生労働省から、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、使用者の責任において、「高濃度エタノール製品」を「手指消毒用エタノール」の代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたところです（別添1参照）。

これを受け、酒類製造者から「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造したいという要望等があることを踏まえ、今般、国税庁において、免許手続等の簡素化及び迅速化を図る観点から、次のとおりその取扱いを明確化しました。

標準処理期間（2か月）等に関わらず、可及的速やかな処理に努めてまいります。

【ポイント】

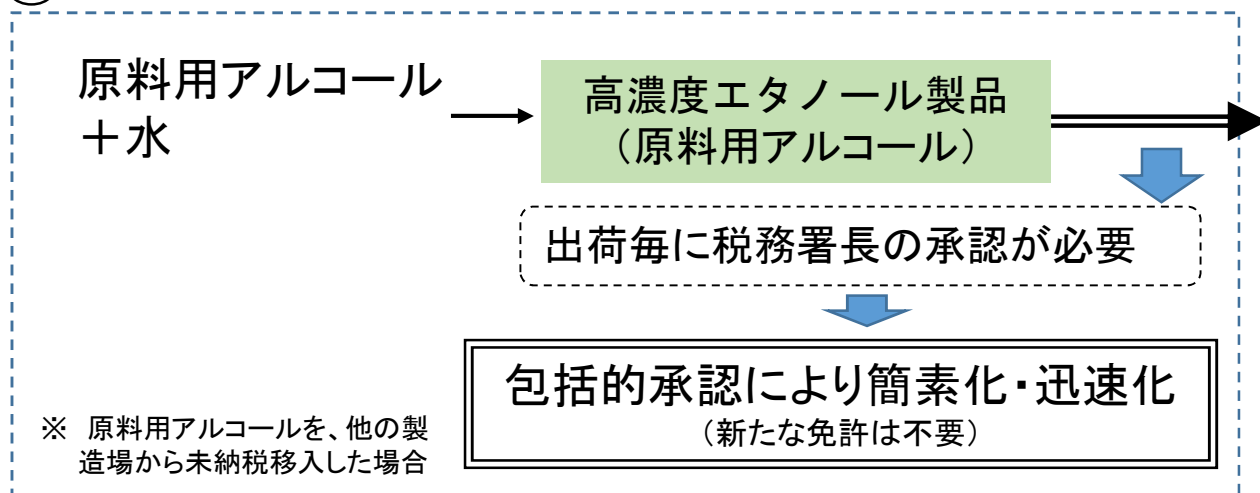
- 他者から仕入れた原料用アルコールに加水して製造した「高濃度エタノール製品」を出荷する場合、出荷毎に税務署長の承認を要するところ、包括的に承認する。＜参考の①＞
- 原料用アルコール等を使用し、又は、単式蒸留焼酎を再蒸留等して「高濃度エタノール製品」を製造する場合、スピリッツ等の製造免許を要するところ、「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ等の製造免許を迅速に付与する。＜参考の②及び③＞

※ 酒類製造者が、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に、事前かつ確実に相談することを条件とする。

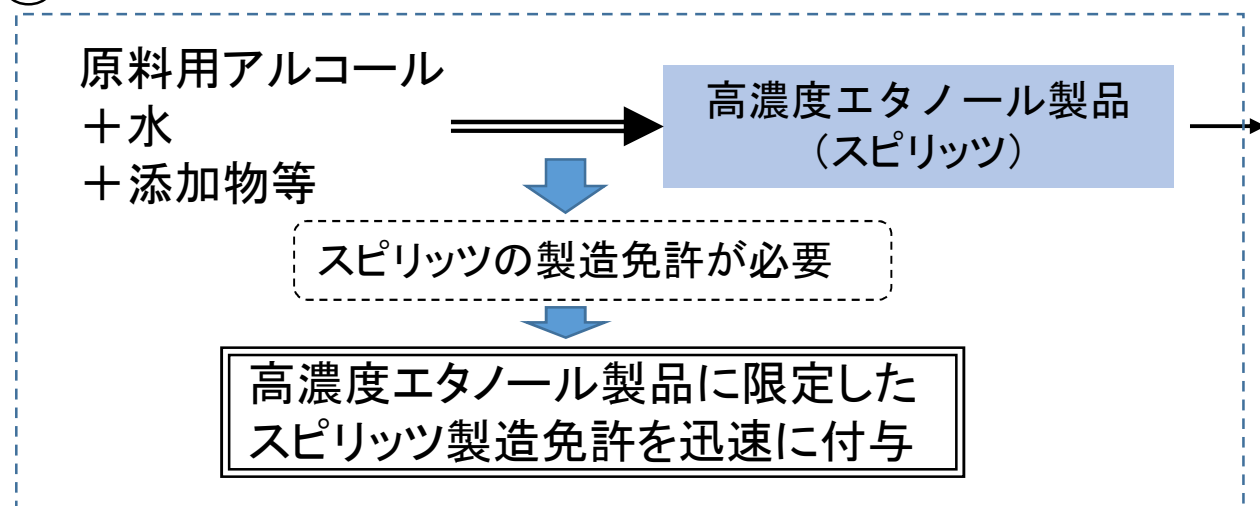
※ 厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限る。

（詳細は、別添2「『高濃度エタノール製品』に該当する酒類を製造したい酒類製造者の方へ」のとおり。）

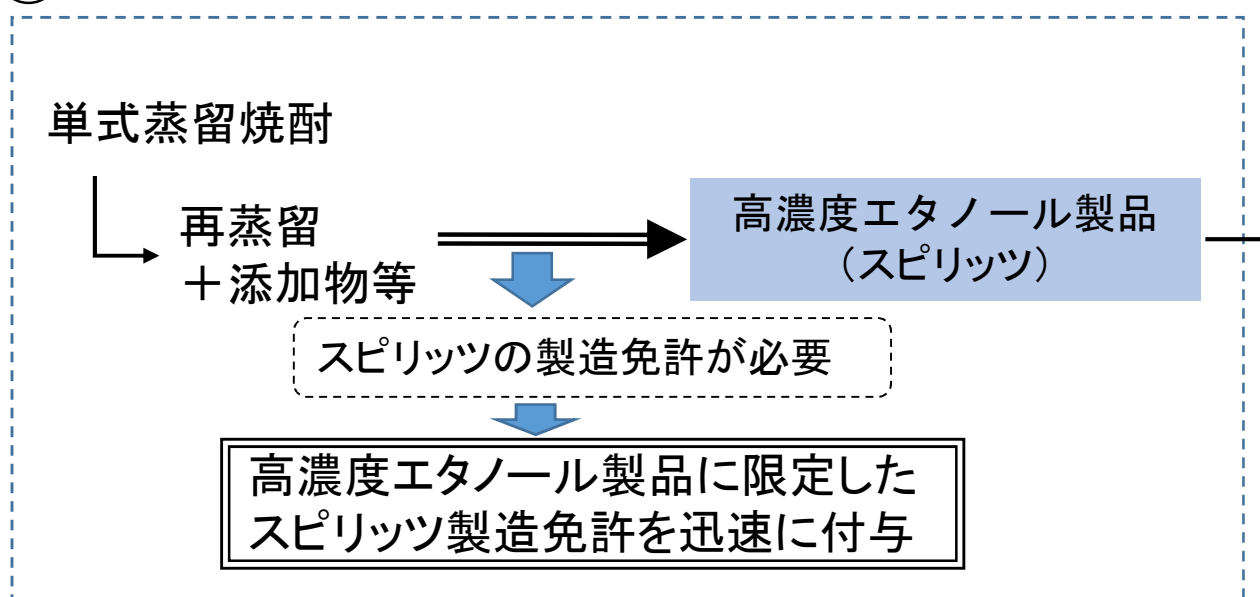
①



②



③



医療
機
関
等

※リキュールもスピリッツと同様に取り扱う

内容が改定されていますので、
ご注意ください。

令和 2 年 4 月 13 日

日本酒造組合中央会 会長
日本蒸留酒酒造組合 代表理事・理事長
ビール酒造組合 会長代表理事
日本洋酒酒造組合 理事長
全国卸売酒販組合中央会 会長
全国小売酒販組合中央会 会長
日本洋酒輸入協会 理事長
日本ワイナリー協会 理事長
全国地ビール醸造者協議会 会長

殿

国税庁 酒税課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
高濃度エタノール製品の製造等について

平素より税務行政及び酒類行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について、厚生労働省から、別添のとおり都道府県等の衛生主管部（局）宛てに事務連絡が発出されているところです。

酒類事業者の方が、別添事務連絡において取扱いが定められている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類（以下「高濃度エタノール酒類」と言います。）を製造・販売するに当たっては、酒税関係法令はもとより、他の法令（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「消防法」）等の遵守も必要となります。

つきましては、傘下組合員（協会員/協議会員）の皆様に対し、高濃度エタノール酒類を製造・販売する場合には、別添事務連絡を適切に踏まえ、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前かつ確実にご相談いただくよう周知をお願いいたします。

なお、酒類としての製造・分析については、各国税局の鑑定官室（沖縄国税事務所にあつては主任鑑定官）において、技術的な相談に応じますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

内容が改定されていますので、
ご注意ください。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

各 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定)

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。これまで、国内の製造販売業者各社が可能な限り増産に努め、医療機関、高齢者施設等（以下「医療機関等」という。）の必要な施設等に届くよう、供給の強化が進められていますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、今後、必要な手指消毒用エタノールの確保が困難な施設等があることが想定されます。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和 2 年 3 月 23 日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところですが、今般、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。

使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。

また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、

(1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者

(2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度アルコール製品を製造する既存の事業者

(3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者を確認すること。

（ア）エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。）。

（イ）含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

なお、高濃度エタノール製品を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。

・本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

以上

令和2年4月21日
国税庁酒税課

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造したい 酒類製造者の方へ

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い酒類製造者が、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造しようとする場合の免許手続等について、手続の簡素化・迅速化の観点から、以下のとおり取り扱うこととしました。

本件は、標準処理期間等にかかわらず、可及的速やかな処理に努めてまいります。

対象製造場

- A 酒類の原料として原料用アルコールを未納税移入している既存の製造場
- B 原料用アルコールを使用している既存の製造場
- C 単式蒸留焼酎の既存の製造場

取扱いの概要

- ① 他の製造場から未納税移入した原料用アルコールに加水して製造した「高濃度エタノール製品」の出荷を包括的に承認します。【Aの製造場】
- ② 原料用アルコール等を使用して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許等を付与します。【Bの製造場】
- ③ 単式蒸留焼酎を再蒸留等して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許等を付与します。【Cの製造場】

本件により製造ができる酒類

厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類（品目：原料用アルコール（①）、スピリッツ等（②、③））の製造ができます。

本件の適用期限

厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り適用します。

なお、厚生労働省が当該取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

他の法令等の遵守

「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に、事前かつ確実に相談することを条件とします。

① 原料用アルコールに加水して製造した「高濃度エタノール製品」の出荷の包括的承認

自己の製造場で製造する酒類の原料として、他の製造場から酒税法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により原料用アルコールを未納税移入している酒類製造者が、当該原料用アルコールを加水調整した上で、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類として出荷（販売）する場合は、次のとおり酒税法第 44 条第 1 項の規定による原料用酒類の移出を行うことについて包括的に承認を行うことにより、出荷することを認めることとします。

1 対象製造場

酒類の原料として原料用アルコールを未納税移入している酒類製造者の既存の製造場が対象です。

※ 自己の製造場で製造する酒類の原料として、原料用アルコールを未納税移入している実績があることが必要です。概ね過去 3 年間の実績の有無により判断します。

2 承認を受けるための要件

- (1) 製造場から出荷する酒類が、未納税移入した原料用アルコールを、加水調整のみしたものであること。（原料用アルコールの加水調整後も酒類の品目が変わりがないこと。）
- (2) 「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、指示・指導等に従っていること。承認を受けた後も、同様に相談等を行うこと。
- (3) 出荷する酒類の容器表示（商品ラベル）について所轄税務署に提出すること。（承認後、新たな商品を販売する場合も事前に所轄税務署に提出すること。）

3 適用期間

厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り承認します。

この期間中、複数回の出荷が行われる場合であっても、初回の承認手続で全ての出荷を包括的に承認します。

4 手続等

- 「原料用酒類の移出（高濃度アルコールの販売）の承認申請書」により、当該酒類の製造場を所管する税務署に申請します。

- 税務署で審査の上、承認の通知を行いますので、通知の日から出荷が可能になります。

5 留意事項

- 当該酒類の販売数量等について、帳簿に記載する必要があります。なお、販売数量等について、税務署長から報告を求めることがあります。
- 当該酒類には、酒税（原料用アルコール、アルコール度 80 度の場合 80 万円／KL）が課税されます。
- 厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

② 原料用アルコール等を使用して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許の付与

酒類製造者が、原料用アルコール等を使用して「高濃度エタノール製品」に該当するスピリッツを製造する場合は、次のとおり製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツ製造免許の付与をすることとします。

※ 本件は、一般のスピリッツ製造免許（条件なし）の申請を妨げるものではありません。

※ リキュール製造免許についてもスピリッツ製造免許と同様に取り扱います。

1 対象製造場

酒類の原料として原料用アルコールを使用している酒類製造者の既存の製造場が対象です。

※ 原料用アルコールの使用実績については、概ね過去 3 年間の実績の有無により判断します。

2 免許付与の要件

本件免許は、酒税法上規定されている要件に適合していることに加え、「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、指示・指導等に従っている場合に限り付与します。

また、免許付与後も同様に相談等していただく必要があります。

3 最低製造数量

本件免許については、厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り製造ができることから、1 か月

間の平準的な製造見込み数量を12倍（1年間分に換算）したものにより審査することとします。（例えば、1か月間で500Lを製造する見込みであれば、年間の最低製造数量6KLを満たすものとして取り扱います。）

なお、「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談をしていない場合は、製造見込みのとおり製造できないものとして取り扱います。

4 免許に付す条件

本件免許には、「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、原料用アルコールに物品を混和したもの及び原料用アルコールをしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものに限る。」旨の条件を付します。

5 適用期間

厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り、当該取扱いを適切に踏まえた上で、製造・販売ができます。

6 手続等

- 製造しようとする酒類の製造場を所管する税務署に、酒類製造免許を申請します。
- 税務署で審査の上、製造免許を付与します。なお、通常であれば既存の酒類製造者が行う酒類製造免許申請の審査には2か月間を要しますが、本件申請については、可能な限り迅速に処理を行います。

7 申請手続等の簡素化

本件申請は、既存の酒類製造者が「高濃度エタノール製品」のみを製造する免許であることに鑑み、次の書類以外の事項については、資料の添付省略や記載省略を認めることとします。

なお、申請時に添付省略した資料等については、免許付与後においても、税務署長から追加提出を求めた場合には適切に応じていただくことが必要です。

- ・ 申請書
- ・ 製造場の敷地の状況
※既に付与している免許の別添図面でも可。
- ・ 製造方法（原料用アルコールの入手方法、混和する物品及びこす方法に限定。）
- ・ 事業もくろみ書（製造した酒類の主な移出先に限定。）
- ・ 酒類製造免許の免許要件誓約書

8 留意事項

- 新たに免許を取得することとなりますので、登録免許税（15万円）の納付が必要です。
- 本件は、酒税法平成18年改正法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものをはじめ、製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツの製造免許を既に受けている製造場から、条件緩和として同品目の申請があったものについて準用します。この場合、既存の条件に加え、4の条件を付すこととなります。なお、この場合、登録免許税（15万円）の納付は不要です。
- 厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

<p>③ 単式蒸留焼酎を再蒸留等して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許の付与</p>

単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場において、単式蒸留機を用いて単式蒸留焼酎（酒税法第28条第1項第1号の規定により他の製造場から未納税移入したものを含む。）を蒸留（再蒸留）等して「高濃度エタノール製品」に該当するスピリッツを製造する場合は、次のとおり製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツ製造免許の付与をすることとします。

※ 本件は、一般のスピリッツ製造免許（条件なし）の申請を妨げるものではありません。

※ リキュール製造免許についてもスピリッツ製造免許と同様に取り扱います。

1 対象製造場

単式蒸留焼酎の既存の製造場が対象です。

2 免許に付す条件

本件免許には、「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類に物品を混和したもの並びに単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類をしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものと及び単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留する際発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたものに限る。」旨の条件を付けます。

3 申請手続等の簡素化

本件申請は、既存の酒類製造者が「高濃度エタノール製品」のみを製造する免許であることに鑑み、次の書類以外の事項については、資料の添付省略や記載省略を認めることとします。

なお、申請時に添付省略した資料等については、免許付与後においても、税務署長から追加提出を求めた場合には適切に応じていただくことが必要です。

- ・ 申請書
- ・ 製造場の敷地の状況
※既に付与している免許の別添図面でも可。
- ・ 製造方法（単式蒸留焼酎の再蒸留の方法、混和する物品及びこす方法に限定。）
- ・ 事業もくろみ書（製造した酒類の主な移出先に限定。）
- ・ 酒類製造免許の免許要件誓約書

4 その他の事項については、上記②の2、3、5、6及び8に準じて取り扱います。